

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 7 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(A) (一般)

研究期間：2012～2015

課題番号：24243003

研究課題名(和文) 国家による「非営利型移転」の支援と公共サービスの設計

研究課題名(英文) Empowering Non-Profit Transfers by the State and the Design of Public Service

研究代表者

高木 光 (Takagi, Hikaru)

京都大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：60114526

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 30,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、個人がその生活の質の確保と向上のために行う利益を目的としない済やサービスの移転(非営利型移転)の法的性質を明らかにし、これを支援するサービスの提供者としての国家の関与の基礎理論を構築することである。この目的を達成するため、理論・総括チーム、家族法・契約法チーム、社会保障・私保険チーム、行財政再分配チームの4つのチームを組織し、研究を遂行した。この結果、研究目的は、ほぼ達成された。

研究成果の概要(英文)：Purpose of this research project was to find out the legal characteristics of non-profit-making transfers of goods and services by individuals to secure and promote their own well being, and to suggest a legal framework for the role of the state in such transfers, considering the state as provider of services to support people in improving their well being. To accomplish this purpose, investigators organized four teams that conduct theoretical review, study of family and contract law, study of social security and private insurance, and the pursuit of fair and just redistribution through administrative system and taxation. The purpose of this research was almost attained.

研究分野：行政法

キーワード：非営利 再分配 家族 保険 医療 介護 高齢化

1. 研究開始当初の背景

(1) 急速に進行する高齢化や社会保障制度の不安定化を背景に、自分や家族の将来への不安と、公共サービスの提供者たる国や公務員への不信が広がった。この不安と不信は、生涯を通じた生活の質(生きるに値する人生)を確保する、という個人のライフサイクルを見据えた自律性 (autonomy) と不可分に結びついていると考えられた。すなわち、①経済不振、不安定な雇用の中で、将来の所得や財産(保険や年金を含む。)の実価値の予測不能による不安感が強く意識されると同時に、②生涯設計を支援するはずの公的制度やサービスに関して、その財政基盤だけでなく、事務執行や相手方とのインターフェースにも不信の目が向けられた。この両者は、自らの生涯を通じた生活の質を確保しようとする個人の自律性を阻むところに共通項があった。

(2) したがって、これを緩和し解消するためには、「公共サービス」を人々の生涯を通じた生活に資するサービス(直接の相手方の権利利益を侵害する作用を含む。)と位置づけ、国家をその提供者と捉え直した上で、法制度の設計、改革を行うことが必要であった。

(3) この文脈における国家の役割の捉え方は機能に着目した分析であり、行政法学の理論動向が、ドイツ理論に依拠した「侵害」「給付」などの法的形式に着目した分析に加えて、アメリカ理論から「エンフォースメント」「実効性確保」の観点を取り入れ、法システムのあり方について政策論的な検討を加えるようになっていくことと符合していた。研究代表者高木は、その基礎的検討の成果を業績欄(15)の論文で発表したが、本研究はその発展と位置付けうる。

2. 研究の目的

本研究は、個人の生涯を通じた生活の質(well-being)を評価軸として、その確保と向上のために人々が行う財貨や役務の移転(非営利型移転)と、これに対する国家の関与を検討対象とし、国家を人々による生活の質の確保向上を支援するサービス(公共サービス)の提供者と位置づけることを通じて、非営利型移転に対する国家の関与のあり方を明らかにし、そのための法システムを提示することを目的とする。

3. 研究の方法

(1) 個人のライフサイクルの各段階で問題となる財の移転に関する公共サービスのあり方を理論的に考察する。財の移転の形態として、家族内での非営利的移転、社会保障および私保険、行財政による再分配という3つを中心的に取り上げ、それぞれの観点から今日の法体系において問題となる場面を取り出し、検討する。研究組織は、総括的考察の理論的基盤を検討対象とする理論・総括チームと、3つの移転形態に対応する3つのチームに組

織化し、研究を進める基盤とし、研究代表者が相互の連携を恒常的に図って、研究全体の均衡のとれた進展に配慮することとした。

(2) 本研究は、人のライフサイクルを通じた生活の質の向上という問題関心から、人生の各段階において適切な財の移転のための法的制度枠組みを、移転の形態ごとに考察していくという全体構想の下に行うことにする。各研究者は、理論・総括チーム、家族法チーム、社会保障・私保険チーム、行財政再分配チームのいずれかに所属するが、どのチームも3つ各々のフェーズにおける総合的法体系のあり方に関心を寄せつつ作業を行う。つまり、各チームが独立して作業するのではなく、生涯を通じた生活の質の向上という統一的問題関心の下に、恒常的な意見の交換によって相互に理論的影響を及ぼしつつ、全体としての研究計画の達成を図ることとした。

4. 研究成果

(1) 理論・総括チームは、研究代表者である高木が主導して研究全体の進行に配慮しつつ、独自に国家による「非営利型移転」の理論的基礎を問い直し、公共サービスを設計するための土台を構築する作業に従事した。

① 国家による「非営利型移転」の正当性を問うためには、まず国家の構成とその任務について法的に考え直す必要がある。この観点から、国家論の基礎を問い直す作業を進めた。その中でも特に、世代を超える共同体における財の公正な配分という観点から国家の役割を分析する研究は、本共同研究の視角を支えるものとして重要である。さらに、この視点をふまえつつ、戦後日本の憲法学における社会権論・財産権論について、比較法的視座をふまえた分析を行った。これも、国家による「非営利型移転」の基礎をなす法理論を示すものである。

② また、社会保障法の専門的学説・実務をふまえつつ、国家論の観点からその理論的反省を行う作業として、おおむね次の点について研究を行った。第一に、「生活の質」を法的に保障ないし評価する意義を、憲法論として明らかにしようとした。これについては、憲法25条にいう最低生活保障の意義を考察する視角から、欧米の政治哲学等の議論をも参照しつつ、「生活の質」の意義を理論的に追究する試みを行った。これと関連して、第二に、「生活の質」をめぐる法的問題について、具体的な裁判例等を中心に分析・検討を行った。この点では、社会保障行政と憲法をめぐる近時の裁判例などを素材に、「生活の質」の法的意義をより実証的に考察するよう努めた。

③ さらに、公共サービスの形成および実現過程における、権力分立上の各アクターの役割を検討することを通じて、国家の具体的な働き方の全体像を示した。まず分配のための制度設計について、生活の質に直結する水資源の配分を素材に考察した。これは具体的な

地下水利用規制の制度設計の基礎となる。

次に公共サービスを提供する制度の具体的な運用について、行政による分配手続が裁判手続においてその意味を消失する局面を描くことによって、公共サービスの実現過程全体に関する、行政と裁判所との役割分担を描いた。そして、こうした役割の配置は、具体的な給付を実現する過程にも、一定の侵害の要素をもって分配を実現する場合にも、変わりなく妥当することを示した。これは、従来の羈束行為と裁量行為といった区分には収まらない形で、行政による公共サービスの実施手続こそ価値がおかれなければならない場合を理論化するための基礎となる。

(2) 家族法・契約法チームでは、契約という財・サービスの移転に係る法的手段に着目した研究（契約法的視点）と非営利型移転の場（の一つ）である家族に着目した研究（家族法視点）を行うとともに、契約法的知見を家族法研究に接合した研究にも取り組んだ。

① 契約法の観点から、非営利型移転の実現する法的手段のかなめとなる「契約」の意味と規制の在り方について分析・検討を行った。[1]こうした検討を行うにあたり、その前提作業として、債権法改正の内容の整理と分析を行った。具体的には、契約に基づく債務不履行責任の基本的枠組み等を取り上げ、債権法改正案下での契約の基本的構造を明らかにするとともに、契約責任という考え方が非営利型の財・サービスの移転の場面でどのような意義を有するかについて検討を行った。[2]また、約款に関する債権法改正作業の内容をまとめるとともに、特に保険契約との関係で、私保険で実現され得るケア・財の移転の特徴や消費者契約的性格等の観点から契約の意義について研究を行った。この研究により、債権法改正案で提案されている約款論の問題点と今後の課題を示すことができた。[3]このほか、公的医療保険や信託制度を素材として、契約の公共性や長期性という観点から財・サービスの移転・提供システム全体を見直し、私的契約制度の位置づけを確認した。

② 家族法の観点から、とくに、扶養・介護制度及び相続制度を取り上げ、その内容と現行制度が抱える問題点を明らかにした。これらの研究により、家族関係・身分関係に基づく財・サービスの移転の限界が明らかになり、より個人の意思決定に合致した財・サービスの移転を実現するために、公的契約や遺言制度の活用必要性が浮き彫りとなった。そこで、家族関係の形成やそれに基づく財・サービスの移転に関連する契約法（債権法改正案における贈与契約等）や相続制度の検討・分析を行った。ここでは、契約法的観点の検討で得られた取引社会での財の移転や承継に関する知見等を前提に、契約制度の基本的枠組みや相続制度の基本原則と照らし合わせながら、非営利型移転が必要とされる背景や必要性に応じた契約制度や相続制度の見直しを行った。また、この検討・分析を通じて、財・

サービスの移転の基礎となる家族関係の意義もより一層明確となり、婚姻制度や親子制度を現代社会の家族形態やニーズに適合した形で再構成するための理論構築を試みた。

(3) 社会保障・私保険チームは、公的・私的保険に対するニーズの多様化と負担の在り方の検討から、近時の保険業法改正や非正規労働者への社会保険（厚生年金保険・健康保険）の適用の拡大等の問題に関連して、基礎法学的な検討も交えつつ、これらの領域への国家の関与の原則と具体的な制度のあり方について考察を加えた。

① 保険法については、高齢化社会が進行する中、個々人のニーズに適合した私保険給付がなされるには保険商品・サービスの多様化と保険加入時の情報提供とニーズ把握を充実させることが肝要であるとの認識に基づき、両者に関する規制改革について、平成 26 年保険業法改正にかかる議論を中心に研究した。とりわけ、近時急速に普及しつつある乗合代理店を通じた保険募集において顧客のニーズ把握がいかになされるべきかについては、立法経緯も踏まえ詳しく検討した。

② また社会保障法の領域については、現行の皆年金・皆保険体制における非営利型移転のあり方という観点から、非正規労働者への社会保険（厚生年金保険・健康保険）の適用の拡大が重要な論点となっていることを踏まえ、主婦の就労のあり方に大きな影響を及ぼしている社会保険の適用基準及び健康保険の被扶養者並びに国民年金の第 3 号被保険者という制度自体についての考察を行った。また、高齢化が進行する中、2014 年の医療介護総合確保推進法において初めて介護保険の法定給付の範囲が縮小されたことを受けて、介護保険制度では財源における公費負担の存在による移転と高齢者である第 1 号被保険者と稼働年齢層の第 2 号被保険者との間での移転の 2 つが問題となるとの認識の下で、介護保険制度のこれまでの展開と今後の展望について、家族介護者や介護労働者をめぐる問題も含めて、検討を行った。

③ さらに基礎法学の観点から、患者の権利の法制化の一つの重要な動向として、2013 年にドイツ民法典に患者の権利に関する諸規定が加えられたことの背景事情の考察と、法改正内容の分析を行った。また、非営利的移転を促す国家のルール形成の在り方への関心から、ドイツの統治の仕組みの基礎にある補完性原理について思想的に研究した。さらに、補完性原理の一つの実現形態であるドイツ連邦制について、2006 年の改革による連邦と州の間の立法権限の分配・画定の制度設計の見直しの影響が具体的にどのように表れているかについて検討した。

(4) 行財政再分配チームは、民営化などによる市場を通じた再分配を手掛かりに、再分配にかかわる法をめぐっての国家と市場のせめぎ合いへと研究を進めた。

① 1980年代前後から議論が本格化してきた民営化論では、従来、国家（あるいはその外延にある組織）が担ってきた諸活動（とりわけ給付作用）が民間に委ねられることに対する問題意識が強く、それが国家の守備範囲の縮小なのか、それとも国家にはなお何らかの責任が残るのかが議論の中心となっていた。ドイツの保障行政に関する考え方は後者の立場をとり、ある任務の実施が国家から切り離されてもなお、国家にはその実施を確保し、場合によっては問題ある民間主体に代わって給付を行う責任があることを強調している。

この考え方は、再分配の費用調達から給付の内容決定・実施に至るまで、国家がその任務を十全に果たす能力を持つことを前提としている。しかし、民営化によって一旦給付の実施を民間主体に委ねた場合、給付実施のノウハウや能力は国家から失われる。また、経済・社会のグローバル化によって経済活動の単位が国家を超えて展開することになると、国家の単位でのみ再分配を行わせる制度設計が妥当性を失うことになる。そこで、非営利型移転を支援すべく再分配を民間主体に行わせる制度を国家が構築し、いわば市場を通じて再分配を実現する媒介行政作用が、今後大きな役割を果たすようになる可能性がある。

② 他方で、租税などの公的負担は、再分配の効果を不可避に持つ（再分配作用のない租税はあり得ない）。しかし、再分配の方向と量を法的にコントロールすることは極めて困難である。その最大の理由は、租税の真の負担者（経済的に帰属する者）を法によって決めてしまうことができない（市場における転嫁が避けられない）ことにある。非営利型移転への国家の関与を、租税法律主義に象徴される法律に基づく制度とする場合、法による規律の限界を考慮する必要がある。

③ また、批判法学派による「法と経済学」批判・リアリズム法學理解によれば、市場を通じた分配は自然なものとは言えない。なぜなら、市場とは法による構築物であるところ、法の内容は政策分析によって確定されるほかないものであり、このような不確定的な法が市場参加者の交渉力、ひいては分配結果を規定しているからである。こうした見方によれば、法律家は法実現を通じて再・分配を日常的に行なっており、その責任を市場その他によって回避することはできないことになる。

以上のとおり、「非営利型移転」を支援するための公共サービスを設計する上で、国家と市場のいずれにどの程度まで重きを置くか、また、そもそもそこでいう法をどのように観念するかにつき、公法学、私法学及び基礎法学の間で、一定の共通理解に達することができた一方、それぞれの方法論に由来する認識枠組み上の差異もまた顕在化する結果となった。再分配にかかわる法をめぐっての国家と市場のせめぎ合いは、今後も様々な形で問題となることが予想されるので、本研究の成果は、公法学、私法学及び基礎法学それぞれ

の分野で、学際的かつ国際的な検討を踏まえた高水準の試論として、この問題に関する今後の議論を牽引してゆくと考えられる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計90件）

- 1 洲崎博史、保険業法逐条解説保険業法第307条・308条、生命保険論集（公益財団法人生命保険文化センター）、査読無、194号、2016、336-355
- 2 洲崎博史、保険募集人に対する規制の整備—乗合代理店を中心に、ジュリスト、査読無、1490号、2016、27-32
- 3 服部高宏、連邦法律に対する州の離反立法（1）—ドイツ連邦制改革による大綱的立法の廃止とその帰結、法学論叢、査読無、178巻4号、2016、1-19
- 4 岡村忠生、再分配と租税、税務弘報、査読無、64巻1号、2016、2-3
- 5 船越資晶、リアリズム法学の再検討のために—公私二元論批判—、法学論叢、査読無、180巻3号、2016、掲載確定
- 6 須田守、取消訴訟における「完全な審査」（五）・完、法学論叢、査読無、178巻6号、2016、34-67
- 7 高木光、原発訴訟における自治体の原告適格、自治研究、査読無、91巻9号、2015、3-22
- 8 高木光、原発訴訟における民事法の役割—大飯三・四号機差止め判決を念頭に置いて、自治研究、査読無、91巻10号、2015、17-39
- 9 洲崎博史、保険業法逐条解説保険業法施行規則第234条第1項第4号～第6号、生命保険論集（公益財団法人生命保険文化センター）、査読無、190号、2015、156-172
- 10 尾形健、生存権論の現況、論究ジュリスト、査読無、13号、2015年、86-92
- 11 稲森公嘉、超高齢社会の日本における介護をめぐる法制度の現状と課題、日本労働研究雑誌、査読無、658号、2015、6-15
- 12 仲野武志、法律事項論、法学論叢、査読無、176巻2=3号、2015、240-304
- 13 Hiroki Harada、Establishing Partnership between Public and Private Law in Globalized Policy-making and Enforcement Process、Japanese Yearbook of International Law、査読有、57巻、2015、217-227
- 14 Atsuko Kimura/Gabriele Koziol、Das gesetzliche Erbteil nichtehelicher Kinder - Entscheidung des Obersten

- Gerichtshofs vom 4. September 2013, Zeitschrift für Japanisches Recht, 査読有、Vol. 20, Nr. 39, 2015, 233-259
- 15 須田守、取消訴訟における「完全な審査」(三)、法学論叢、査読無、178 巻 3 号、2015、1-24
 - 16 高木光、認可＝補充行為説の射程(一)——公益法人改革における移行認可を素材として、自治研究、査読無、90 巻 5 号、2014、3-15
 - 17 高木光、認可＝補充行為説の射程(二・完)——公益法人改革における移行認可を素材として、自治研究、査読無、90 巻 6 号、2014、3-15
 - 18 服部高宏、講演録 統治のあり方と補完性原理：ドイツの経験から、東北学院大学法学政治学研究所紀要、査読無、22 号、2014、1-30
 - 19 稲森公嘉、介護保険制度改革、論究ジュリスト、査読無、11 号、2014、18-24
 - 20 Gabriele Koziol, Book review: Deutschland und Japan: Zwei Ökonomien im rechtlichen Dialog [Germany and Japan: A Legal Dialogue between Two Economies] edited by Harald Baum, Japanese Yearbook of International Law, 査読有、Vol.57, 2014, 450-453
 - 21 木村敦子、法律上の親子関係の構成原理(五)——ドイツ親子関係法の展開を手がかりとして——、法学論叢、査読無、174 巻 6 号、2014、29-59
 - 22 服部高宏、ドイツにおける患者の権利の定め方、法学論叢、査読無、172 巻 4＝5＝6 号、2013、255-291
 - 23 尾形健、社会的正義と憲法——アメリカ合衆国における近時の動向から、月報司法書士、査読無、502 号、2013、4-10

〔学会発表〕(計 31 件)

- 1 須田守、地下水の公共性をめぐって、平成 24～27 年度科学研究費補助金基盤研究(A) 国家による「非営利型移転」の支援と公共サービスの設計・最終シンポジウム、2016 年 2 月 23 日、京都大学(京都府・京都市)
- 2 船越資晶、批判法学と再分配(2)、岡山基礎法研究会、2015 年 3 月 10 日、岡山大学(岡山県・岡山市)
- 3 Hikaru Takagi, Empowering Non-Profit Transfers by the State, 国際シンポジウム・非営利型移転における国家の役割の諸相、2014 年 10 月 7 日、

- 京都大学(京都府・京都市)、
- 4 Toru Mouri, Redistribution by Public Sectors and the Change of the Public Law in Japan, 国際シンポジウム・非営利型移転における国家の役割の諸相、2014 年 10 月 8 日、京都大学(京都府・京都市)
- 5 Tadao Okamura, Taxation without Redistribution, 国際シンポジウム・非営利型移転における国家の役割の諸相、2014 年 10 月 7 日、京都大学(京都府・京都市)
- 6 Hiroki Harada, Redistribution in the Globalized Policy-making and Enforcement Process, 国際シンポジウム・非営利型移転における国家の役割の諸相、2014 年 10 月 7 日、京都大学(京都府・京都市)
- 7 船越資晶、批判法学と再分配、岡山基礎法研究会、2013 年 8 月 3 日、岡山大学法学部(岡山県・岡山市)
- 8 木村敦子, Einige Fragen in Zusammenhang mit Pflege- und Unterhaltsleistungen an ältere Menschen, 日唄比較法セミナー、2012 年 9 月 7 日、ウィーン大学法学部(オーストリア共和国・ウィーン市)

〔図書〕(計 30 件)

- 1 Hikaru Takagi, Empowering Non-Profit Transfers by the State, in International Symposium on Roles of the State in the Non-Profit Transfers(<http://hdl.handle.net/2433/196204>), 2015, 109(3-8)
- 2 高木光、有斐閣、行政法、2015 年、528
- 3 Tadao Okamura, Taxation without Redistribution, in International Symposium on Roles of the State in the Non-Profit Transfers(<http://hdl.handle.net/2433/196204>), 2015, 109(11-20)
- 4 山本敬三、信山社、民法の改正と意思能力の明文化—その意義と残された課題、水野紀子＝窪田充見編『財産管理の理論と実務』、2015、596(23-61)
- 5 Toru Mouri, Redistribution by the State and Changes in Public Law in Japan, in International Symposium on Roles of the State in the Non-Profit Transfers(<http://hdl.handle.net/2433/196204>), 2015, 109(87-96)
- 6 Toru Mouri, Mohr Siebeck, Die Grenzen der Demokratie aus der Sicht der Generationengerechtigkeit, in:

- Martin Gebauer u.a. (Hrsg.),
Alternde Gesellschaften im Recht,
2015、 260(73-82)
- 7 毛利透、信山社、憲法の前提としての国家と憲法による国家統合、岡田信弘ほか編『憲法の基底と憲法論 高見勝利先生古稀記念』、2015、 1208(93-113)
 - 8 稲森公嘉、有斐閣、主婦と就労、村中孝史＝水島郁子＝高島淳子＝稲森公嘉編『労働者像の多様化と労働法・社会保障法』、2015、 438(43-62)
 - 9 尾形健、成文堂、障害と憲法、菊池馨実＝中川純＝川島聡編『障害法』、2015、 258(74-90)
 - 10 Hiroki Harada、Redistribution in the Globalized Policy-making and Enforcement Process、 in International Symposium on Roles of the State in the Non-Profit Transfers (<http://hdl.handle.net/2433/196204>)、2015、 109(57-67)
 - 11 仲野武志、有斐閣、国家作用の本質と体系 I、2014、 437
 - 12 仲野武志、岩波書店、法治国原理の進化と退化？——行政法における違法概念の諸相、長谷部恭男編『法の生成／創設 岩波講座現代法の動態 1 巻』、2014、 254(145-167)
 - 13 原田大樹、弘文堂、公共制度設計の基礎理論、2014、 394
 - 14 原田大樹、東京大学出版会、行政法学と主要参照領域、2015、 368
 - 15 高木光、商事法務、課徴金の制度設計と比例原則——JVCケンウッド事件を素材とした一考察——、伊藤眞＝松尾眞＝山本克己＝中川丈久＝白石忠志編『石川正先生古稀記念論文集 経済社会と法の役割』、2013、 1350(149-176)
 - 16 岡村忠生、公益財団法人租税研究協会、消費課税とヒューマンキャピタル、『消費税と国際課税への大きな潮流』、2013、 94(52-84)
 - 17 山本敬三、信山社、消費者契約法における締結過程の規制に関する現況と立法課題——不実告知・不利益事実の不告知・断定的判断の提供・情報提供義務を中心として、河上正二編著『消費者契約法改正への論点整理』、2013、 440(371-398)

〔その他〕

ホームページ等

<http://kaken.law.kyoto-u.ac.jp/hieiri/>

6. 研究組織

(1)研究代表者

高木 光 (TAKAGI、 Hikaru)
京都大学・法学研究科・教授
研究者番号：60114526

(2)研究分担者

毛利 透 (MOURI、 Toru)
京都大学・法学研究科・教授
研究者番号：6021992

尾形 健 (OGATA、 Ken)
同志社大学・法学部・教授
研究者番号：60368470

須田 守 (SUDA、 Mamoru)
京都大学・法学研究科・准教授
研究者番号：70757567

山本 敬三 (YAMAMOTO、 Keizo)
京都大学・法学研究科・教授
研究者番号：80191401

木村 敦子 (KIMURA、 Atsuko)
京都大学・法学研究科・准教授
研究者番号：50437183

コツィオール ガブリエーレ (KOZIOL、 Gabriele)

京都大学・法学研究科・准教授
研究者番号：10725302

洲崎 博史 (SUZAKI、 Hiroshi)
京都大学・法学研究科・教授
研究者番号：20211310

服部 高宏 (HATTORI、 Takahiro)
京都大学・法学研究科・教授
研究者番号：00218504

稲森 公嘉 (INAMORI、 Kimiyoshi)
京都大学・法学研究科・教授
研究者番号：20346042

岡村 忠生 (OKAMURA、 Tadao)
京都大学・法学研究科・教授
研究者番号：30183768

船越 資晶 (FUNAKOSHI、 Motoaki)
京都大学・法学研究科・教授
研究者番号：70362548

仲野 武志 (NAKANO、 Takeshi)
京都大学・法学研究科・教授
研究者番号：50292818

原田 大樹 (HARADA、 Hiroki)
京都大学・法学研究科・教授
研究者番号：90404029

(3)連携研究者

冷水 登紀代 (SHIMIZU、 Tokiyo)
甲南大学・法科大学院・教授
研究者番号：50388881